

大分県報

令和五年
三月十四日
号外（一七）

（火曜日）

目次

告示

くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止……………一

○告示 示

大分県告示第百二十号

大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）別紙一―四に規定するくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が、令和四管理年度における知事管理漁獲可能量（令和四年大分県告示第百五十九号）を超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第二項第二号に掲げる場合に該当すると認め、同号に定める者に対し、くろまぐろ（大型魚）の採捕の停止を命ずる。

なお、くろまぐろ（大型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和五年三月十五日から同月三十一日までの間とする。

令和五年三月十四日

大分県知事 広瀬 貞